

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年8月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

議第1号 農用地利用集積計画の承認について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 事業計画変更申請について

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について

報第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について

報第3号 作付変更届について

報第4号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 農業委員出席委員 16名

1番 山 倉 広 委員	2番 山 屋 和 徳 委員
3番 熊 倉 睦 委員	4番 栗 原 一 郎 委員
5番 馬 場 良 子 委員	6番 坂 井 浩 行 委員
7番 田 邊 稔 委員	8番 捧 幸 伸 委員
9番 佐 藤 秀 樹 委員	10番 野 崎 文 夫 委員
12番 島 影 正 幸 委員	13番 清 野 秀 作 委員
14番 小 林 茂 宏 委員	17番 佐 藤 裕 雄 委員
18番 田 邊 敦 子 委員	19番 廣 川 哲 也 委員

## 農業委員欠席委員 2名

15番 佐 藤 一 富 委員	16番 三 師 満 夫 委員
----------------	----------------

## 推進委員出席委員 12名

井 上 利 弥 委員	大 口 伸 昭 委員
北 澤 正 之 委員	笹 岡 大 介 委員
長谷川 淨 二 委員	原 田 孝 一 委員
松 岡 博 一 委員	矢 代 誠 一 委員
山 谷 秀 昭 委員	吉 田 精 一 委員
吉 田 昇 委員	渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 6名

飯塚 栄三千 委員	蒲澤 利嗣 委員
小池 秀一 委員	高山 弘則 委員
廣川 久一 委員	松下 正樹 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝峰
経営基盤係 長	上林 裕則
経営基盤係 主任	佐藤 信幸

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

出席状況をお知らせいたします。農業委員、現在員18名、出席16名、欠席2名、推進委員、現在員18名、出席12名、欠席6名でありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

8番、捧幸伸委員、13番、清野秀作委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

4ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定5件、面積5万1,161.39平米であります。

それでは、戻りまして、2ページの32番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

32番は、西本成寺二丁目地内の農地1筆、442平米。

33番は、北野新田地内ほかの農地20筆、1万4,160.36平米。

34番は、新屋地内の農地15筆、2万1,747.03平米。

35番は、蔵内地内の農地2筆、1万3,188平米。

4ページをお願いします。

36番は、蔵内地内の農地1筆、1,624平米。

以上5件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

それでは、第3調査部会の調査結果について御報告いたします。

第3調査部会では、8月25日午前9時から、厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、栗原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時58分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定5件、面積5万1,161.39平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

5ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積379平米であります。

8番は、貝喰新田地内の農地1筆、379平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、面積379平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

6ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積1,109平米であります。

7番は、新保地内の農地2筆、1,109平米を売買により取得し、家庭菜園及び駐車場5台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、三条高校の西側400メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第4号の35番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、件数1件、面積1,109平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

8ページを御覧願います。今月の申請は6件で、合計面積1万7,436平米であります。

7ページにお戻りをお願いします。

35番は、先ほど御審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の7番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

36番は、西裏館三丁目地内の農地1筆、961平米を売買により取得し、グループホーム1棟及び駐車場11台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、消防本部の北側300メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

37番は、令和3年1月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外についてやむを得ないものとして認めた案件であります。柳川新田地内の農地5筆、5,463平米を売買

により取得し、付け替え道路、水路敷76平米と一体利用し、倉庫2棟及び通路、緑地の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、柳川工業流通団地内中越運送三条ロジスティクスセンターの南側隣接地で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されますが、転用目的が国道の沿道における流通業務施設への転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

38番は、須頃三丁目地内の農地1筆、913平米を売買により取得し、宅地分譲4区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号須頃(3)南交差点の東側180メートル付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8ページをお願いします。

39番は、荻島地内の農地2筆、86平米を使用貸借権の設定により、既存宅地228.1平米と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、景雲橋北詰交差点の東側400メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

40番は、島川原地内の農地4筆、8,904平米を賃貸借権の設定により、砂利採取のため、令和4年9月20日から令和6年6月19日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、株式会社栃尾コロナ下田工場の南側道路を挟んだ隣接地で、農振農用地区域内の農地でございます。

以上で説明を終わります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長(7番田邊 稔委員)

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数6件、面積1万7,436平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、37番、40番を除き新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきまし

では、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、37番、40番の案件を除いて許可することといたします。37番、40番については、新潟県農業会議に諮問したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

第3調査部会長は自席へお戻りください。

議長(野崎会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号から報第4号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局(阿部事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思えます。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長(野崎会長)

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長(17番佐藤裕雄委員)

来月は、第2調査部会の当番でございます。9月26日午前9時から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、30日午前9時半開会を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前9時55分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

---

議事録署名委員（ 8 番） 捧 幸伸

---

議事録署名委員（ 1 3 番） 清野 秀作

---